

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件に対する附帯決議

平成二十年十一月二十五日  
参議院経済産業委員会

政府は、北朝鮮が二〇〇六年十月に核実験を強行したこと、同国が日本人拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せないこと等の事情を総合的に勘案して、同国に対する厳格な措置を講じる旨決定した。本件承認案件に係る北朝鮮からの貨物輸入の全面禁止及び同国から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易取引等の禁止措置は、かかる措置の一環として同年十月十三日に閣議決定以後実施され、本年十月十日の制裁継続の決定を含め、これまで四回にわたる制裁措置の延長が行われている。

一方、この間、北朝鮮は、核、ミサイル問題について、我が国として肯定的な評価をするに値する対応を示しておらず、また、拉致問題に対しては、不誠実極まる対応を続けている。

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域のみならず国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威である。また、北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国国民の自由と人権に対する明白かつ重大な侵害である。我が国としてはこれらの問題の全面的かつ完全な解決に向け、北朝鮮の約束の実行を促すため、可能なあらゆる方策を講じなければならない。

よって、政府は以下の事項の実現について万全を期すべきである。

一 政府は、本件承認案件に係る対北朝鮮制裁措置を実効あらしめ、かつその目的が達成されるように厳格に実施するとともに、今後における北朝鮮の行動及び北朝鮮をめぐる諸情勢の変化に応じ、必要な場合は経済制裁の強化を検討すべきである。

右決議する。